

◎新潟県訓令第6号

土木部道路管理課
地域振興局

新潟県道路監理員規程（昭和37年10月新潟県訓令第26号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部长（港湾空港担当の副部长を除く。）、庶務課長、業務課長、<u>用地・行政課長</u>、維持管理課長、道路課長、道路・都市整備課長及び維持管理事務所長</p> <p>(3) 新潟地域振興局新津地域整備部の部長、副部长、<u>用地・行政課長</u>、維持管理課長及び工務課長</p> <p>(4) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の所長、副所長、次長、<u>用地・行政課長</u>、維持管理課長及び土木整備課長</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の道路管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、<u>用地・行政課の道路管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事</u>、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課及び道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の<u>用地・行政課</u>の道路管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の<u>用地・行政課</u>の道路管理担当の課長代理、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</p>	<p>(監理員の指定)</p> <p>第3条 監理員は、次に掲げる職にある者をもつて充てる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域振興局地域整備部の部長、副部长（港湾空港担当の副部长を除く。）、庶務課長、業務課長、維持管理課長、道路課長、道路・都市整備課長及び維持管理事務所長</p> <p>(3) 新潟地域振興局新津地域整備部の部長、副部长、<u>庶務課長</u>、維持管理課長及び工務課長</p> <p>(4) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の所長、副所長、次長、<u>総務課長</u>、維持管理課長及び土木整備課長</p> <p>(5) 地域振興局地域整備部の庶務課及び業務課の道路管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師、道路課及び道路・都市整備課の課長代理並びに維持管理事務所の維持管理課の課長、技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長、道路管理担当の技術専門員及び課長代理</p> <p>(6) 新潟地域振興局新津地域整備部の<u>庶務課</u>の道路管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに工務課の課長代理</p> <p>(7) 新潟地域振興局津川地区振興事務所の<u>総務課</u>の道路管理担当の係長、副参事、主査、専門員、主任及び主事、維持管理課の技術専門員、課長代理、主査、専門員、主任及び技師並びに土木整備課の道路管理担当の課長代理</p>